

宇和島地区広域事務組合訓令公表第6号

宇和島地区広域事務組合養護老人ホーム運営規程規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年7月26日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡原文彰

宇和島地区広域事務組合訓令第6号

宇和島地区広域事務組合養護老人ホーム運営規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和3年7月26日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡原文彰

宇和島地区広域事務組合養護老人ホーム運営規程の一部を改正する訓令

宇和島地区広域事務組合養護老人ホーム運営規程（平成18年訓令第1号）の一部を次のとおり改正する。

第18条第2項中「ものとする」を「こと」に改める。

第23条第1項中「定める」を「掲げる」に、「ものとする」を「こと」に改め、同項に次の1号を加える。

（4）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第24条から第27条までを1条ずつ繰り下げ、第23条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第24条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

（2）虐待の防止のための指針を整備すること。

（3）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

（4）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

この訓令は、令和3年8月1日から施行する。